

香川県知事 池田 豊人 殿

|         |           |
|---------|-----------|
| 香川県監査委員 | 白 鳥 一 雄   |
| 同       | 武 田 宏 之   |
| 同       | 鏡 原 慎 一 郎 |
| 同       | 城 本 宏     |

### 香川県内部統制評価報告書審査意見書

「香川県監査基準に関する規程」に準拠し、地方自治法第 150 条第 5 項の規定により審査に付された内部統制評価報告書について審査した結果、次のとおり意見を提出する。

#### 1 審査の概要

##### (1) 審査の期間

令和 7 年 7 月 22 日から令和 7 年 8 月 25 日まで

##### (2) 審査の着眼点

- ① 知事による評価は、評価手続に沿って適切に実施されたか。
- ② 内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断は、適切に行われているか。

##### (3) 審査の実施内容

知事から提出された、令和 6 年度香川県内部統制評価報告書及び参考資料を中心に、必要に応じて関係部局に説明を聴取したほか、既に実施した定期監査の結果も考慮に入れて、審査を実施した。

#### 2 審査の結果

上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

#### 3 審査の意見

評価対象期間において、運用上の重大な不備が認められ、再発防止に取り組んでいるところであるが、当該事案以外にも自己評価及び現地検査において、認識不足や知識不足を原因とする軽微な不備が増加している。実効性のある内部統制の運用のためには、自己評価の結果等を踏まえたリスクの洗い出しや更なる対応策の検討を行う必要がある。また、財務事務に不慣れた職員であっても、適切な事務処理を行うことができるよう、マニュアルや引継書による知識の共有を図るとともに、より一層相談しやすい職場環境づくりに組織的に取り組む必要がある。